

「2019年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

(1)募集期間 平成31年1月28日(月)～平成31年2月26日(火)

(2)公表資料の閲覧方法

- ・奈良県消費・生活安全課ホームページに掲載
- ・県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県内4ヶ所)、県保健所に閲覧用冊子を配置

(3)意見等の提出方法 郵送、FAX、メールフォーム

2 意見の提出状況

意見提出者及び総意見提出件数

- ・意見提出者 4名
- ・総意見提出件数 12件

3 意見に対する県の考え方

No.	項目	提出された意見	県の考え方
1	第1 監視指導等の実施に関する基本的な事項 3 監視指導実施にあたっての基本的方針 計画案:1ページ	食品表示法改正への対応、食品衛生法改正に関する情報、事業者に求められる内容については、実際に対応が必要となる時期まで少し猶予があるものもありますが、情報提供を丁寧に行っていただき、対応準備がすすめられるよう支援をよろしくお願いします。奈良県でもすでに事業者向け研修の機会を予定されていますが、例えば大阪府などは対象も多いからではありませんが、開催回数、場所、内容も幅があるようですし、奈良県でもそうした工夫で参加の機会が広まればと考えます。地域の名産品が様々な開発されお土産品などとして販売されているのは奈良各地の地域活性化として楽しみなことですが、そうした地域のとりくみでの対応もすすめていただけるのかなと気になります。産業を守るためにも、各地の対応状況確認を含めよろしく願いたします。 (理由) 大阪府 食の安全安心に関するトピックス http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/shinntyaku/index.html	〈意見No.1に対して〉 食品衛生法改正に関する食品等事業者等への周知については、具体的な開催回数、場所等については、現在検討中ですが、次年度に講習会の実施を予定しています。ご意見を踏まえて、多くの方が参加できるよう検討を進め、開催に向けて努めていきます。 開催日、開催場所が決まり次第、当課のホームページ等で周知します。
2	第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき事項 (1)食中毒発生防止対策に関する事項 ①ウイルス性食中毒 計画案:6ページ	ノロウイルスを原因とする食中毒が奈良県をはじめ全国で冬場を中心に多発しており、事件数に対し、多くの患者数が発生しています。食品等事業者及び県民に対し啓発・指導の強化を要望します。 (理由) 平成31年1月に天理市の飲食店が調整した仕出し弁当が原因で発生したノロウイルスによる集団食中毒事例のように、調理施設でおきた場合は対象者の拡大が懸念されます。食中毒の予防にむけ、食品等事業者及び県民に対し啓発・指導の強化を要望します。	〈意見No.2に対して〉 ご意見の通りノロウイルスを病因物質とする食中毒事例は、少量のウイルスで発症することや、ノロウイルスの特性として、感染しても症状を示さない不顕性感染も認められることなどにより、患者数が拡大する傾向にあります。 当課としても、特に注意が必要な食中毒の病因物質として

			認識しており、ホームページでの啓発・県民に対する講習会開催時に周知に努めております。ご意見を踏まえ、今後、保健所及び関係機関とさらに協力を図り、ノロウイルスによる食中毒発生防止に努めます。
3	第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 計画案:6ページ	<p>昨年の全国の食中毒発生事故実施件数を見ると、その発生状況がよくわかりますし、(公財)食品衛生研究所のHPではそれぞれの原因に対する予防の原則が示されており食中毒のリスク内容と予防について細かに知ることの大切さを感じました。消費者、事業者、教育や福祉施設、食に関する活動を行う諸団体などに対する啓発は、色んな機会を作って実施いただきますよう、よろしく願います。専門機関の情報が県のHPから紹介されているのもいいのではと考えます。自然毒については、水仙の誤食によるものも意外にでているようです。身近にある植物だからこそ、食べられないことを知らせるのも大切だと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>厚労省 食中毒発生統計件数 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html (公財)食品衛生研究所 食中毒・食の安全Q&A http://www.n-shokuei.jp/eisei/food_poisoning.html</p>	<p><意見No.3に対して></p> <p>当課のホームページにおいて、自然毒等を含め、食の安全性に関する情報等について掲載しております。今後さらに、ホームページの充実を図り、県民への情報提供に努めます。</p>
4	第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき事項 (2)適正な食品表示の監視指導 計画案:7ページ	<p>2015年4月に施行された「食品表示法」にもとづき、フードチェーンにおける適切な食品表示進むよう食品事業者等への食品表示に係る監視指導の推進及び県民への学習と周知について要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>新しい食品表示制度への経過措置期限となる2020年3月31日まで残すところあと1年強となる中、「一般用の加工食品及び一般用の栄養成分表示の義務化」「アレルギー表示の変更」においては、中小規模の事業者での取り組みに遅れが見られ、特に「栄養成分表示」については、表示すべき栄養成分の分析や計算等に苦慮されているとの情報があります。</p> <p>また、2022年3月31日までが経過措置期間となる「加工食品の原料原産地表示」を含め、進歩に基づく食品表示への県民の認知度はまだまだ低い感じています。このことから県民を対象とした講習会の実施など、県や関係法令所管部局と連携し、事業者や県民に理解が進むよう周知・啓発の充実を要望します。</p>	<p><意見No.4に対して></p> <p>食品表示法については、保健所が食品等事業者に対する立入や抜き取り(収去)検査の際に監視することとしており、不適切な表示を発見した場合は是正指導等を行っております。また、食品等事業者からの表示相談についても、当課並びに保健所で随時受け付けており、適正な表示となるよう努めているところです。</p> <p>ご意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、周知・啓発に努めて参ります。</p> <p>また、県民への周知についても、「県民だより奈良」などでの広報を検討して参ります。</p>
5	第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき事項 (2)適正な食品表示の監視指導 計画案:7ページ	<p>2022年3月31日までが期限となる加工食品の原料原産地表示を含め、食品等事業者への相談や指導はもとより、消費者である県民への啓発を一層強化されるよう要望いたします。</p> <p>(理由)</p> <p>食品表示法は、多くの変更点があります。2020年4月1日以降は、この新法に基づいた表示にすることが必須となります。また、新法と旧法が混在しない表示を作成することも、最も重要な注意点の一つです。新法に基づく食品表示への県民の認知度はまだまだ低く、事業者や県民に理解がすすむよう啓発の強化をお</p>	<p><意見No.5に対して></p> <p>意見No.4に対する回答のとおりで、近畿農政局や独立行政法人農林水産消費安全技術センターとは従来どおり、連携して対応していきます。</p>

		<p>願いたします。昨年度まで所管課とされていた近畿農政局や独立行政法人農林水産消費安全技術センターが関わらなくなったこともあり、奈良県としてさらなる強化策をお願いします。</p>	
6	<p>第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき事項 (3)HACCP等、自主衛生管理体制の普及促進 計画案:7ページ</p>	<p>HACCP の考え方をういた衛生管理の取り組みが進むように、中央卸売市場の事業者に対する実地指導等により、奈良県の事業者に率先して普及が進むことに期待しています。 また、指導だけではなく、助言や支援などを強化していただきたいと思います。 (理由) 「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、すべての食品等事業者に一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施が求められます。「ならハサップ」を導入する事業者が県内に増えるとは思いますが、これから小規模な事業者にも、HACCP の考え方をういた衛生管理の取り組みが進むように指導だけではなく、助言や金銭的な支援等を強化していただきたいと思います。</p>	<p>〈意見No.6に対して〉 実施指導だけではなく、助言や支援も実施して参ります。</p>
7	<p>第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 (3)食品等の安全性確保には、HACCP の概念を取り入れた衛生管理が有効なことから、食品等事業者にはHACCP手法の導入の普及啓発を積極的に推進するとともに、HACCP導入型基準を採用もしくは採用を検討する事業者への助言・支援を行います。 (4)奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)の推進 計画案:12ページ</p>	<p>2018年6月13日に食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、「HACCPによる衛生管理の制度化」に基づき、小規模な事業者も含めHACCPの考え方をういた衛生管理がスムーズに取り組まれるように、事業者への助言・支援をいただき、食品企業への普及・啓発の充実と県民への理解が進むよう周知・啓発の充実を要望します。 (理由) 2015年7月に奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)が施行され、2018年12月末時点で、13施設が認証されました。 過日開催された、ならハサップ認証取得の条件の一つである指定研修「HACCPプラン作成研修」には、28社40名の参加があり、また、2018年から開始した三輪素麺事業者を対象者とした「HACCPプラン作成研修」にも29社29名の参加がありました。 今後もならハサップ認証取得が進むものと考えられますが、これから更に、小規模な事業者を含め、HACCPの考え方をういた衛生管理の取組が進むように、事業者への助言・支援をいただき、県内食品企業への普及啓発の充実を要望します。 また、県民への理解が進むようならハサップ認証企業の取り組みを県広報紙やホームページで紹介していただく等、積極的に広報いただくことを期待します。</p>	<p>〈意見No.7に対して〉 意見No.1に対する回答とおり講習会を開催するとともに、県民及び食品等事業者の理解が進むよう周知・啓発活動に努めます。</p>
8	<p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項 1 情報提供及び監視指導計画に係る意見募集及び公表 計画案:13ページ (関連) 第2 監視指導の実施に関する事項 4 一斉取締りの実施に関する事項</p>	<p>県民の食の安全に関する懸念は人それぞれとはいえ、様々な範囲に及びます。奈良県が県民へのリスクコミュニケーションに努められていることはありがたいことです。これからの内容に関して、昨年末に発効されたTPPに関連して、食の安全面への懸念として、輸入食品に関して、食品添加物、遺伝子組み換え食品、飼養されている産物については、その状況は大丈夫だろうかなど、懸念の声を聞きます。懸念事項の幅は広いですが、それらの実態についての情報提供や意見交換の場もっていただきたいと思います。また、監視指導の一斉取り締まりについて、実際に取り扱われる輸入食品の状況をみながら、輸入品の抜き取り検査も実施いただき、その結果についても情報提供していただくリスクコミュニケーションにも役立つと考えます。</p>	<p>〈意見No.8に対して〉 我が国では、販売や営業上使用する食品等を輸入する際、食品衛生法に基づき厚生労働大臣に届出する必要があります。各厚生労働省検疫所が当該届出を受け、これらの食品等の審査や検査を行っています。 輸入食品は、食品衛生法に基づき厚生労働省が毎年度、輸入食品監視指導計画を策定し、その計画に基づき、輸入食品の安全性確保対策を講じているところです。</p>

	計画案:10ページ		<p>なお、県内で流通している輸入食品の安全性については、毎年、県で抜き取り(収去)検査を実施し、安全性の確保・違反食品の排除に努めているところです。違反が発見された場合は、厚生労働省や関係自治体と連携して、違反食品に対する対応をしております。</p> <p>抜き取り(収去)検査結果については、当課のホームページ内に奈良県食品衛生監視指導計画の結果として掲載しております。</p> <p>2019年度において、引き続き、県内で流通している輸入食品に対する抜き取り(収去)検査を実施する予定としております。</p> <p>また、いただきましたご意見を参考に、次年度以降のリスクコミュニケーションのテーマとしての検討をいたします。</p>
9	<p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項</p> <p>1 情報提供及び監視指導計画に係る意見募集及び公表</p> <p>計画案:13ページ</p>	<p>食品の安全に関するリスクコミュニケーションの強化を要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>今年度も食品の安全・安心に関するテーマでシンポジウムや意見交換会を計画されていることは評価致します。</p> <p>しかし、県民の食の安全に関する不安要因は多岐にわたっており、設定されたリスクコミュニケーションの場だけでは、不安や疑問を払拭できないこともあります。食品事故や食中毒などで県民の食の安全に関する不安が高まった際には、正しいリスク評価に基づく冷静な対応が進むよう食品の安全に関するリスクコミュニケーションの強化を要望します。</p>	<p><意見No.9に対して></p> <p>食の安全に関する不安要因は多岐にわたっていることから、県では毎年テーマ及び講師を替えリスクコミュニケーションの実施をしており、次年度以降も継続して実施する予定です。</p> <p>今後は、国が開催するリスクコミュニケーションの周知や保健所単位でのリスクコミュニケーションの支援・助言に努め、リスクコミュニケーションの推進を図り、食の安全に関する情報発信に努めます。</p>
10	<p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項</p> <p>1 情報提供及び監視指導計画に係る意見募集及び公表</p> <p>(3)監視指導計画の策定及び変更する場合(軽微な変更を除く。)は、県民の意見を募集し、これを公表します。</p> <p>計画案:13ページ</p>	<p>県民の意見についてどのような意見が出され、どのように扱われたのかを見える化できるようにすることは賛成です。是非進めてください。</p> <p>(理由)</p> <p>他府県では、県民の意見がどの様に反映されたのが HP でわかるようになっていきます。この手続きは大変重要な事だと思います。是非とも進めて頂くよう要望いたします。また、消費者、食品関係団体及び学識経験者などから構成される「奈良県食品安全・安心懇話会」については、どの様な話し合いがされたのか、議事録の公開を要望いたします。</p>	<p><意見No.10に対して></p> <p>県では「奈良県パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、事務を行っております。いただきましたご意見については、毎年ホームページ及び閲覧等により公開しております。また、奈良県食品安全・安心懇話会の議事録についても、議事録作成のため、一定のお時間をいただいておりますが、当課のホームページで随時公開しておりますので、是非ご覧ください。</p>
11	第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項	食の安全・安心に関するテーマについて、消費者の関心事や分からないことを丁寧に探り設定することを要望いたします。	<意見No.11に対して>

	<p>2 県民との意見交換(リスクコミュニケーション)</p> <p>3 なら県政出前トーク 計画案:13ページ</p>	<p>(理由)</p> <p>食に関する不安要因は、その時に起こった事件や事象や世代により変わっていきませんが、消費者庁による平成29年度食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」によると、「有害微生物(細菌等)、ウイルス等による食中毒等」は6年連続1位であり、「いわゆる健康食品」は3年連続2位となっています。また、SNSで拡散する情報には誤った情報も流れています。リスクコミュニケーションの設定のあり方や、なら県政出前トークを活用し、若い方にも寄り添ったテーマ設定を探り、適宜正確な情報提供をお願いしたいと思います。</p>	<p>なら県政出前トークのテーマについては、申込者自身で要望いただきましたテーマに沿って、講習会等の実施をしているところです。</p> <p>また、県でのリスクコミュニケーションのテーマ設定については、リスクコミュニケーション開催時にアンケートを実施し、その結果に基づき、県民の関心がある事象を抽出し、その中から次年度の開催テーマとして設定しております。</p> <p>いただきましたご意見を参考に、若い方にも参加いただける様なテーマ設定を検討いたします。</p>
12	<p>食品衛生監視指導計画に関する用語集</p> <p>○従来型基準</p> <p>○食品衛生法</p> <p>計画案:20、21ページ</p>	<p>各、飲食業で従事されている方々は調理師等の有資格者であり、食の安全、安心に関わる知識は持っておられます。</p> <p>また、害虫(ネズミ、ゴキブリ、ハエ)についても駆除をされていると思いますが、しかし、営業の終了後厨房に人が居なくなり電気を消した後に、ゴキブリ等が出てきます。多くの人達はこれに気づいておられません。害虫駆除は仕事の終了後に考え、見直さなければならないと思う。</p> <p>(理由)</p> <p>—</p>	<p><意見No.12に対して></p> <p>監視指導の施設への立入の際には、いただいたご意見を参考に、害虫駆除の指導に努めます。</p>

4 結果公表

公表期間 平成31年3月18日(月)～平成31年4月16日(火)

5 問い合わせ先

奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30 電話：0742-27-8681 FAX：0742-22-0300